

令和7年度「チャレンジ!脱炭素社会」普及・啓発事業等業務委託

提案競技実施要項

[資料]

資料1 仕様書

資料2 「提案項目・内容及び配点表」

参考資料 R6年度広報委託実績

[様式]

様式1 説明会参加申込書

様式2 提案競技質問書

様式3-1 提案競技参加申込書

様式3-2 委任状

様式3-3 誓約書

様式3-4 役員名簿

様式3-5 財務諸表(個人用)

様式3-6 同類又は類似業務の実績表

様式4 提案競技参加辞退届

この提案競技実施要項は、「令和7年度「チャレンジ!脱炭素社会」普及・啓発事業等業務委託」に係る、相手方候補者を選定するための提案競技について、留意すべき事項を定めたものである。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で、提案を行うこと。

1 事業名称

令和7年度「チャレンジ!脱炭素社会」普及・啓発事業等業務委託

2 事業目的

福岡市は、世界や日本がめざすカーボンニュートラルに積極的に貢献するため、「2040年度 温室効果ガス排出量 実質ゼロ」へのチャレンジを掲げて、脱炭素社会実現に向けた様々な取組み(※1・2)を進めています。

このたび、脱炭素に係る普及・啓発事業として、市民向け、事業者向けを対象とし、年代や関心度などのターゲット、セグメントごとに効果的な広告や投稿、SNSの活用その他プロモーション等の広報啓発を実施し、市民・事業者の自発的な脱炭素行動の実践に繋げ、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの行動変容を促進するため、本件委託事業を実施する事業者を選定する公募を実施します。

(※1)「チャレンジ!脱炭素社会」については、下記URLをご参照ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/s-suishin/genre/0003.html>



(※2)福岡市地球温暖化対策実行計画については下記 URL を参照下さい。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/s-suishin/hp/ondan_2.html



3 履行期間

契約締結日から令和8 年3 月31 日まで

4 提案限度価格

9,062,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。

※上限を超える場合は、失格とする。

5 委託内容

「仕様書」(資料1)のとおり

6 スケジュール

(1) 募集開始 令和7年5月30日(金)

(2) 説明会参加申込書提出期限 令和7年6月5日(木)16時まで

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (3) 説明会 | 令和7年6月6日(金) |
| (4) 質問期限 | 令和7年6月10日(火)16時まで |
| (5) 質問書への回答 | 令和7年6月12日(木)までに行う予定 |
| (6) 提案競技参加申込書等提出期限 | 令和7年6月17日(火)16時まで |
| (7) 提案書提出期限 | 令和7年6月27日(金)16時まで |
| (8) 提案競技評価委員会 | 令和7年7月4日(金)予定 |
| (9) 結果通知 | 令和7年7月8日(火)予定 |
- ※ 評価委員会は対面にて開催予定。

7 説明会参加申込

「8 説明会」に参加しようとする者は、「説明会参加申込書(様式1)」を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年6月5日(木)16時まで

(2) 提出先・提出方法

説明会参加申込書を「22 問い合わせ先・提出先」のメールアドレスへ提出してください。また、説明会参加申込書を提出した際は、その旨を提出先へ電話連絡してください。

8 説明会

事務局による提案競技及び事業委託等に関する説明及び質疑応答の機会を設けます。

(1) 日時

令和7年6月6日(金)10時00分～11時00分(予定)

(2) 会場

アクロス福岡6階 602会議室(福岡市中央区天神1丁目1-1)【予定】

(3) 内容

①提案競技に関する説明 30分

②質疑 30分

※ 説明会に参加するにあたり、参加者は本募集要項を一読のうえ参加してください。

※ 説明会に参加する人数は、一事業者あたり(共同事業体の場合は一団体あたり)2名までです。

※ 参加者は説明会当日、事務局への提出用に、名刺を1枚持参してください。

※ 質疑の内容は、令和7年6月12日(木)(予定)にホームページに掲載します。

※ 提案競技に参加する者は、必ず説明会に参加してください。

9 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)をいずれも有していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排

除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としない場合がある。

10 共同事業体での参加

複数の事業者が共同事業体（以下、「JV」と言う。）として参加する場合は、応募時にJVを形成し、代表団体を定めること。その他条件は以下のとおりとする。

- (1) 各構成員が参加資格を満たしていること。
- (2) 各構成員は、本提案に関する2以上のJVの構成員になることはできない。
- (3) 応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認められない。

11 質問の受付

- (1) 受付期限

令和7年6月10日（火）16 時まで

- (2) 提出先

「22 提出先・問合せ先」のとおり

- (3) 提出方法

「提案競技質問書」（様式1）を電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

- (4) 回答方法

福岡市のホームページに掲載する。

- (5) 回答掲示期間

令和7年6月12日（木）から令和7年6月27日（金）17 時まで（予定）

12 提案競技参加申込書等の提出について

(1) 提出期限

令和7年6月17日(火)16 時まで(必着)

(2) 提出先

「22 提出先・問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

郵送又は持参すること。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

※「持参」の場合の受付時間は、平日9時～16 時とする。

(4) 提出書類

下記①から⑨までの書類を、各1部提出すること。なお、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書(様式3-1)

注1) 共同事業体の場合は、あわせて「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業共同体協定書」を提出すること。(様式は自由)

② 会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可)

③ 登記事項証明書

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式第3-2)

注1) この提案競技の案件に係る推進委員会との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-1 により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式3-3)

注1) 様式第3-3 に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式3-4)

注1) 様式第3-4 に、代表者及び役員の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(5) 参加辞退

「提案競技参加申込書」(様式3-1)を提出した後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、令和7年6月25日(水)16 時まで「提案競技参加辞退届」(様式4)を提出すること。

13 提案書の提出について

(1) 提出期限

令和7年6月27日(金)16 時まで(必着)

(2) 提出先

「22 提出先・問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

郵送又は持参すること。

※郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付すること。

※「持参」の場合の受付時間は、平日9時～16 時とする。

(4) 提出書類

下記①から③までの書類を、指定する部数提出すること。

① 提案書 正本1部、副本6 部

・提案書の様式は任意、A4 サイズ、横書き、15ページ以内(表紙、目次を除く)

・資料2「提案項目・内容及び配点表」の提案項目、提案内容に沿って、記載すること

・専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確なものにすること。

・提案書は、事業者名が分からないようにすること。(提案競技参加申込以降は、こちらから提示する各企業の識別記号を全ての用紙の右下に16pt以上で記載すること。)

・提案書にはページ番号を記載すること。

② 見積書(本業務期間内に要する経費) 正本1部、副本6 部

・見積書は、事業者名が分からないようにすること。(提案競技参加申込以降は、こちらから提示する各企業の識別記号を全ての用紙の右下に16pt以上で記載すること。)

・書式は自由、A4 サイズ、横書き、枚数制限なし。

・経費の内訳については、可能な限り詳細に記載すること。資料2「提案項目・内容及び配点表」に記載の③追加提案に係る経費は明示すること。

③ 同種又は類似業務の実績表(様式3-6) 1部

・本業務と同種または類似業務の実績があれば、必要事項を記入し提出すること。(実績がない場合、提出不要。)

・JV で参加の場合は、事業者ごとに実績表を作成し、1事業者につき1部提出すること。

(5) その他

・1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。

・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。

・期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなす。

・契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案すること。

・提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とする。

14 選考方法

提出された事業提案書等の提案競技評価委員会を下記のとおり実施します。本提案競技に参加する事業者は、必ず出席してください。出席されない場合は、失格となります。

プレゼンテーションは提案が採用された場合に、当該事業を主に担当する方が行ってください。

(1) 実施日 令和7年7月4日(金)

※詳細時間は、別途事業者ごとに通知します。

(2) 場 所 アクロス福岡(福岡市中央区天神1丁目1-1)【予定】

※詳細場所は、別途事業者ごとに通知します。

(3) その他

・プレゼンテーション・ヒアリング時間は30分以内とします。

そのうち、プレゼンテーション時間は10分以内とします。

・出席者は、1事業者又は1JVあたり3名以内とします。

・プレゼンテーションは、提出された事業提案書等をもとに実施してください。

追加提案は認めません。

・プレゼンテーションにおいて、事業提案書等に記載された内容を説明するために、提案内容を超えない範囲で別途パワーポイントやフリップ、模型等を使用することは可能です。(ただし、それらの製作費用は事業者負担とします。)

・PCや接続に必要な機器等をご持参ください。

プロジェクター(規格:EPSON EB-E01、接続:VGA端子、USB-B端子、HDMI端子)・スクリーンは市で準備します。

15 提案内容及び最優秀提案者の決定

福岡市が設置する評価委員会における提案内容の評価を踏まえ、福岡市が最優秀提案者を決定します。提案項目や内容、評価基準、配点は、「提案項目・内容及び配点表」(資料2)を十分確認してください。

(資料2)には、

- ・本市が示す脱炭素に繋がる各種行動へ誘導するための手法の提案であること、
 - ・対象は市民向け、事業者向けであること、
 - ・「若者世代やシニア世代を中心としたカーシェアリングの促進」の提案は必須であること、
 - ・Instagram「福岡市の環境」の活用は必須であること、
 - ・行動変容に繋がったことを示す KPI について提案すること、
 - ・提案は令和6年度に福岡市が実施した広報内容に限られるものではなく、さらなる効果的な広報啓発手法の提案を期待するものであることを十分留意すること、など
- 必須事項や留意事項を記載しておりますので、内容を十分確認のうえ、提案を行ってください。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案評価以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提出書類は、提案評価の事務に必要な場合は、複製する可能性がある。
- (4) 選定された提案は、脱炭素社会推進部との協議により、内容の変更を求めることがある。

17 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となる可能性がある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

18 契約

福岡市は、評価委員の評価を踏まえ、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を定める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

なお、実施機関や実施内容等において、採用された提案内容の一部の修正を依頼する場合がある。この場合、契約手続きの際に、当該修正を反映した提案書類を改めて作成し、提出を求める可能性がある。

また、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

19 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) 本委託で生じた制作物（調査・制作された物やデータ等）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、脱炭素社会推進部に帰属するものとする。
- (2) 脱炭素社会推進部は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (3) 脱炭素社会推進部は、制作物を他の用途に使用できるものとする。また、脱炭素社会推進部が認める場合、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないものとする。
- (4) 上記の場合において、受託者以外の著作物の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

20 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 評価結果に関する質問には一切回答しない。
- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止する。

21 添付資料

[資料]

資料1 仕様書

資料2 提案内容及び配点表

参考資料 令和6年度広報実績

[様式]

様式1 説明会参加申込書

様式2 提案競技質問書

様式3-1 提案競技参加申込書

様式3-2 委任状

様式3-3 誓約書

様式3-4 役員名簿

様式3-5 財務諸表（個人用）

様式3-6 同類又は類似業務の実績表

様式4 提案競技参加辞退届

22 提出先・問合せ先

福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課

担当:坂本・田中

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所13 階

電子メール: datsutanso-shakai.EB@city.fukuoka.lg.jp

電話番号:092-711-4282